

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書提言内容について

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書

(平成22年12月24日公表) (抄)

改革の基本的方向性(事業評価部分)

我が国の生衛業が本来有する成長力を発揮し、国民生活の安心と希望を確保するため、今後、以下の基本的考え方に沿って改革を強力に進めるべきである。

- 効果測定が不十分との指摘を踏まえ、定性的・定量的評価指標を導入し、厚生労働省に新たに設置する審査・評価委員会(仮称)において有識者による効果検証を実施し、事業評価の結果を予算配分に反映することが必要である。
- 現場に近い連合会、組合等へ効果的な補助を実施するため、全国センター経由の補助は廃止し、審査・評価委員会(仮称)において、申請のあった事業について評価を実施し、国から直接補助を行うことが必要である。
- 都道府県センターにおいて、より効果的な経営指導員による相談指導が実施されるよう評価を実施し、評価結果に応じた人件費補助額の配分が必要である。

改革の具体的方策(事業評価部分)

○評価指標の設定、事業評価の実施

(ア) 評価指標の作成

- ・生衛業に係る政策支援は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されている。

(以下、続く)

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書

(平成22年12月24日公表) (抄)

- ・事業の実施に当たっては、これまでも、全国センター分については、全国センター内に事業審査委員会を設けて審査を実施し、事業の質の向上に寄与してきた経緯があるが、審査方法や項目が事業毎に異なること等から、事業の内容や質、政策目的との関係性が不十分との指摘につながった。
- ・また、都道府県センター分については別途、都道府県の申請に基づき厚生労働省で審査してきた経緯があり、一体的かつ統合的な事業審査と評価が出来ない仕組みとなっていた。
- ・このため、補助金の事業の実施に当たっては、達成する成果(アウトカム)を具体的に分かりやすく明示し、その達成度をできるだけ客観的に検証することの出来るよう「評価指標」を定め、事業(政策効果)を定期的に評価し、その検証結果を政策立案・運営に適切にフィードバックを実施することを通じて、事業の改善に向けた持続的な取り組みが行われる仕組みを整備し、国民生活の質の向上、社会経済の発展に寄与していくことが重要である。

(イ) 審査・実施・評価プロセスの国(透明性の高いプロセス)での一元管理

- ・事業の採択に偏重しない成果(結果)重視のプロセスを確立すべきである。
- ・横並び一律補助を廃したメリハリの利いた採択をすべきである。

(ウ) 厚生労働省に中立的立場の者から構成される「審査・評価委員会(仮称)」を設置

- ・現状では、全国センター分は全国センターに設置の審査委員会で決定し、都道府県分は厚生労働省で決定している分立した仕組みとなっているが、これを改め、厚生労働省に設置する「審査・評価委員会(仮称)」において、一元的に取り扱うことが必要である。
- ・審査・評価委員会(仮称)において、補助金の仕組みの改革に向けた持続的な提言を行うことが必要である(不断の改革)。

(以下、続く)

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書

(平成22年12月24日公表) (抄)

- ・生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みの構築と着実な実施が必要である。

○法の目的(生衛業の振興、公衆衛生)に相応しい仕組みへの改革

生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築すべきである。

(ア)補助事業で実施することが相応しく、実施している事業

- ・その場合でも、事業の特性等に応じて、達成目標(終期)が明確か、必要性・効率性(費用対効果)・有効性等の観点から適切に評価を行う仕組みを構築すること。
- ・事業効果を把握する際には、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する者の能力等を考慮しつつ、事業の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととするが、定量的把握が困難な場合は、できる限り客観的なデータや事実を用い、事業効果を定性的に把握する手法を用いること。

(イ)本来、補助事業で実施することが相応しいのに、実施できていない事業

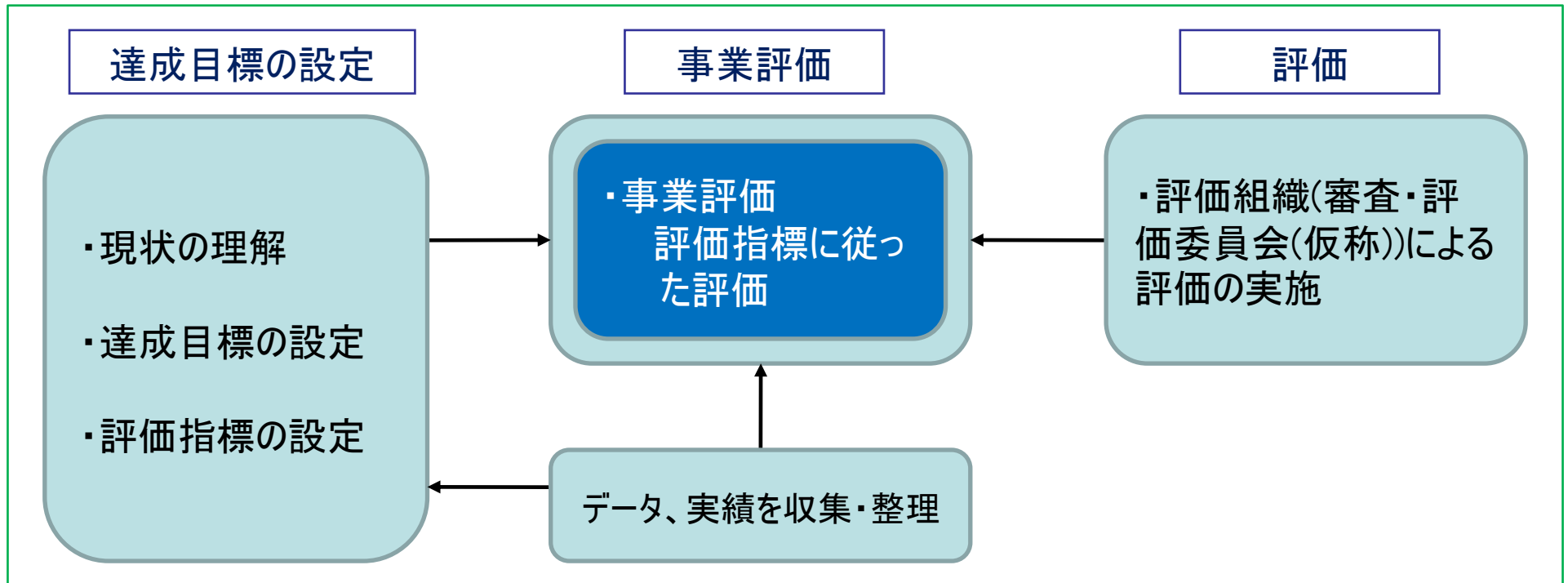
- ・なにが阻害要因になっているか、「審査・評価委員会(仮称)」において問題点を把握するとともに、その原因を分析し、解決策を導く仕組みを構築すること。
- ・「審査・評価委員会(仮称)」において、生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築すること。

(ウ)本来、補助事業で実施することが相応しくない事業

- ・無駄使いの根絶を徹底する観点から、不採択又は廃止、見直しの措置を講ずる仕組みを構築すること。

**以下、生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次
報告書参考資料（平成22年12月24日公表）（抄）**

事業評価の流れについて(案)



事業評価の主な流れ

- 事業を決定する際に、不断の見直しや改善に資する見地から、事業の目的と手段の対応関係を明示しながら、あらかじめ事業効果に着目した達成目標を設定
- その後、達成目標に対する実績を定期的・継続的に測定。
- 事業が終了した時点で、最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価を行う。

第3回検討会提出改革案(評価指標部分)について

Ⅲ 生衛法の目的に即した支援

[自主事業が通例のもの、補助金事業に馴染む事業、他制度での政策支援が確立した事業]

公共の福祉増進
(企業・業界の利潤追求を超えた事業)

公衆衛生
の向上

自主事業が通例のもの

- ・ 商店街のお祭りへの参加
- ・ 商店街の清掃
- ・ バリアフリーの推進

補助事業の馴染む事業

- ・ 経営指導員に対する指導(事故防止、金融・経営接客サービス等)

補助事業の馴染む事業

- ・ 新型インフルエンザ対策パンフ
- ・ クリーニング事故防止情報提供
- ・ AED等設置促進
- ・ 食用廃油リサイクル
- ・ 補助犬同伴受入れマニュアル

他制度での政策支援が確立した事業等

- ・ 職業能力開発
- ・ カロリー表示、ポリ包装資材の事故回収システム

個別企業の
切磋琢磨

生衛業の
振興

中小・零細
事業支援
(個別企業の努力
に限界がある事業)

自主事業が通例のもの

- ・ 安全、清潔な店舗管理
- ・ マーケティング、販路拡大
- ・ 新商品の開発
- ・ 価格設定

補助事業の馴染む事業

- ・ 後継者育成事業(学生に生活衛生営業への関心を持ってもらう)
- ・ 女性層・ヤングファミリー層への需要拡大(イメージ向上)
- ・ 人材育成事業

他制度での政策支援も実施されている事業

- ・ 高齢者無料入浴(自治体)
- ・ 訪問理容・美容

私的経済活動

評価指標の作成

下記のような各類型に応じて到達目標が現実的で意欲的な事業を採択し、実績を評価する。

	成果指標が明確にし易い事業 [P] パフォーマンス	活動指標が明確にし易い事業 [A] アクティビティ
定量評価(数値目標)が 明確にし易い事業 [1]	(例) ➤ 飲食店における分煙の達成率の向上 (効果測定が最も明確な分類)	(例) 参加者数、活動回数 ➤ 訪問理美容事業(何件の高齢者を訪問したか=成果指標が定性的評価が中心となる類型) (数値的評価と成果との関係について十分な検討を要する分類)
定性的評価が明確にし 易い事業 [2]	(例) ➤ 商店街の活性化への寄与 (傍証となる指標の設定について十分検討を要する分類)	(例) ➤ 研修会テキストの改善 (効果測定が明確にしにくい分類で、相当に丁寧な検討が必要)
100%(完全実施)又は0% (根絶)が所与の目標と なっている事業 各事業者任せでは業界の信用失 墜を招く懸念あり [3] (費用対効果の説明について十分 な検討を要する分類)	(例) ➤ 飲食店の食中毒予防、顧客の酒 気帯び運転根絶 ➤ 事業所内の結核発生の防止	(例) ➤ 感染症予防啓発ポスターの作成

[P1]

成果指標が定量評価(数値目標)で明確にし易い事業

(例)飲食店における分煙の達成率の向上

成果指標:〇〇県内の飲食店における分煙率を〇年間で〇〇%から
〇〇%に引き上げる

活動指標:事業者研修会〇〇回開催、飲食店掲示用ポスターの作成
・配布

[A1]

**活動指標が定量評価(数値目標)で明確にし易いものの、
成果指標は定量評価(数値目標)で明確にしにくい事業**

(例)高齢者訪問理容・美容事業

成果指標:地域の高齢者の快適な生活支援

活動指標:〇〇地区の〇〇人の高齢者宅を〇〇期間内に訪問して理
容・美容を行う

[A2]

成果指標も活動指標も定性的な評価が中心になりがちな事業

(例) ○○研修会のテキストの改善

成果指標: ○○期間内に得られた新しい情報を反映した受講者に役立つテキストの改訂

活動指標: ○○期間内に編集委員会を開催する等の計画に沿ってテキストを改善

[P3]

100% (完全実施) 又は0% (根絶) が所与の目標となっている事業

(例) 飲食店の食中毒予防

成果指標: ○○期間内の食中毒事件発生を阻止する(0件を目標)

活動指標: 活動計画に沿って活動を実施

(注) 有効性、効率性、業界全体の信用確保等の観点から適切な事業内容となるよう確認を要する

生活衛生営業衛生確保・振興補助金 における評価指標等について

全国指導センター

平成22年12月9日
第5回生活衛生関係営業の振興に関する検討会提出資料

事業レベル	事業目標	事業概要	成果指標(例)	活動指標(例)
01 人件費			・業績評価	—
02 指導・研修事業(仮称)	<p>(1) 以下の実施により生衛業の振興と衛生水準の維持向上を図る。</p> <p>ア 連合会、都道府県指導センターの健全な運営の確保</p> <p>イ 生衛業全般、全国的な施策の推進</p> <p>ウ 生衛業に対する理解の推進</p> <p>(2) 経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員等の資質の向上を図り、生衛業の衛生水準の維持、経営の安定化を図る。</p>	<p>(指導部分)</p> <p>ア 巡回指導、会議の開催</p> <p>イ 通知等による指導</p> <p>ウ ホームページ、冊子等の広報活動の実施</p> <p>(研修部分)</p> <p>ア 経営指導員研修会の開催</p> <p>イ 経営特別相談員研修会の開催</p> <p>ウ 生衛組合等役職員研修会の開催</p>	<p>(指導部分)</p> <p>・振興計画認定数</p> <p>・食中毒発生件数(組合員・非組合員)</p> <p>・衛生関連事故発生件数</p> <p>・生衛業の経営指標(売上・経常利益率等)</p> <p>・生衛組合組織率</p> <p>(研修部分)</p> <p>・衛生関連事故発生件数</p> <p>・生衛業の経営指標(売上・経常利益率等)</p> <p>・研修受講者満足度</p> <p>・日本政策金融公庫貸付件数</p>	<p>(指導部分)</p> <p>・巡回指導実施回数</p> <p>・会議開催回数</p> <p>・通知等発信件数</p> <p>・広報活動実施回数(部数・回数)</p> <p>・問い合わせ・要望への対応件数</p> <p>(研修部分)</p> <p>・研修会開催回数</p> <p>・受講者数</p>
03 消費者対応事業	生衛業における消費者利益擁護の推進	ア 都道府県センターが適切に消費者等からの相談に対応できるよう、事例集を作成する等により支援する。	・国民生活センターにおける生衛業に関する苦情相談件数	・コールセンターガイドライン策定 ・問い合わせ・相談件数
04 情報ネットワーク事業	生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の向上、業界振興を図る。	ア 情報ネットワーク(HP、各種アプリケーション)の維持運営 イ 新規アプリケーションの開発 ウ インターネットメディアを通じた情報提供の充実	・HPユーザー満足度 ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標(売上・経常利益率等) ・生衛組合組織率	・HPアクセス数 ・HP更新回数 ・E-mail問い合わせ数 ・メルマガ登録者数 ・動画共有サイト投稿数

生活衛生営業衛生確保・振興補助金 における評価指標等について

全国指導センター

平成22年12月9日
第5回生活衛生関係営業の振興に関する検討会提出資料

事業レベル	事業目標	事業概要	成果指標(例)	活動指標(例)
05 衛生水準確保・振興調査研究費(仮称)	生衛業に関する調査・研究を通じて、生衛業の衛生水準の維持、業界の振興を図る。	生衛業の経営、技術革新、雇用拡充、衛生対策等に関する調査・研究	・利用者満足度 ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標(売上・経常利益率等)	・調査件数 ・報告書・普及啓発資料作成部数
06 経営安定化事業費(仮称)	連合会の自主的な取り組みを助成支援することにより、業界の振興、経営の安定化、消費者利益の擁護、施策の推進を図る。	ア 連合会・生衛組合の自主的取り組みに対する助成 イ 事業の計画、実施段階において指導の実施	・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標(売上・経常利益率等)	(共通指標) ・事業実施件数 (ミクロ指標) ・研修会開催回数 ・冊子作成部数 ・参加者数 ・参加者満足度
07 効果検証調査費(仮称)	事業の実施状況を定量的に把握(モニタリング)し可視化することにより、政策目的及び政策ニーズを踏まえた事業運営を行う。	学識経験者などを構成員とする有識者会議(審査・評価委員会(仮称))の開催及び評価指標の測定・分析に要する経費。	対象外	対象外

(注)06 経営安定化事業費(仮称)のうち連合会等への助成については国が直接行う

生活衛生営業衛生確保・振興補助金 における評価指標等について

都道府県指導センター

平成22年12月9日
第5回生活衛生関係営業の振興に関する検討会提出資料

事業レベル	事業目標	事業概要	成果指標(例)	活動指標(例)
01 人件費			・業績評価	—
02 相談指導事業	<p>(1)以下の実施により生衛業の振興と衛生水準の維持向上を図る。 ア 生衛業全般、地域的な施策の推進 ウ 生衛業に対する理解の推進</p> <p>(2)質の高い経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員等による相談や金融・税制の専門家による相談会の開催等により、生衛業の衛生水準の維持、経営の安定化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室運営 ・税務相談 ・経営指導員指導 ・経営改善資金融資等指導 ・専門家相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・振興計画認定数 ・食中毒発生件数 (組合員・非組合員) ・日本政策金融公庫貸付件数 ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標 (売上・経常利益率等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容別件数 ・通知等発信件数 ・相談会開催数
03 分野調整等協議会等事業	分野調整事業協議会を設置し、紛争等に関する相談指導及び調整を図る。	分野調整事業協議会を設置し、紛争等に関する相談指導及び調整を図る。	対象外	・協議会開催数
04 情報化整備事業	生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の向上、業界振興を図る。	ア 情報ネットワーク(HP、各種アプリケーション)の維持運営 インターネットメディアを通じた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・HPユーザー満足度 ・生衛組合組織率 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPアクセス数 ・HP更新回数 ・E-mail問い合わせ数 ・メルマガ登録者数 ・動画共有サイト投稿数
05 健康・福祉対策推進事業	<p>ア 感染症の発生と蔓延を防止及び生衛業の特徴を活かした健康づくりを支援することにより、業界の振興、経営の安定化、施策の推進を図る。</p> <p>イ 生衛業の特徴を活かした地域福祉の増進を推進することにより、業界の振興、経営の安定化、施策の推進を図る。</p>	<p>ア 生衛業者に対する介護の基礎知識や身体障害者補助犬に関する講習会の開催</p> <p>イ 近年の新型インフルエンザ、レジオネラ症等の感染症の拡大防止策に関する検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標 (売上・経常利益率等) 	・事業実施数

生活衛生営業衛生確保・振興補助金 における評価指標等について

都道府県指導センター

平成22年12月9日
第5回生活衛生関係営業の振興に関する検討会提出資料

事業レベル	事業目標	事業概要	成果指標(例)	活動指標(例)
06 消費者 コールセンター 事業	利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備する。	一般消費者からサービス・飲食物に関する問い合わせやクレームについて検討し、適切に対応できる体制を整備する。	・国民生活センターにおける生衛業に関する苦情相談件数	・相談内容別件数
07 効果検証 調査費(仮 称)	事業の実施状況を定量的に把握(モニタリング)し可視化することにより、政策目的及び政策ニーズを踏まえた事業運営を行う。	学識経験者などを構成員とする有識者会議(効果検証委員会)の開催及び評価指標の測定・分析に要する経費。	対象外	対象外